

	こんなときは手続きを	必要なもの
国保に入会(注1)	他の市区町村から転入した	転出証明書、印鑑、届出人の本人確認書類
	他の健康保険をやめた(会社をやめた)	他の健康保険をやめた証明書、印鑑、届出人の本人確認書類、世帯主および対象者のマイナンバーが分かる書類(注2)
	他の健康保険の被扶養者から外れた	他の健康保険の資格喪失証明書、印鑑、届出人の本人確認書類、世帯主および対象者のマイナンバーが分かる書類(注2)
	国保加入世帯に子どもが生まれた	(出生届を市民課へ提出) 印鑑、届出人の本人確認書類
国保をやめたい	生活保護を受けなくなった	保護廃止決定通知書、印鑑、届出人の本人確認書類、世帯主および対象者のマイナンバーが分かる書類(注2)
	他の市区町村に転出する	保険証、印鑑、届出人の本人確認書類
	他の健康保険に加入した(会社に勤めたとき・他の健康保険の被扶養者になったときも含む)	保険証(国保と他の健康保険証)、印鑑、届出人の本人確認書類、世帯主および対象者のマイナンバーが分かる書類(注2)
その他	国保の加入者が亡くなった	(死亡届を市民課へ提出)、保険証、印鑑、届出人の本人確認書類(喪主の方に葬祭費の一部を支給する制度があります。葬儀の領収書または会葬礼状・喪主の方の振込先口座が分かるものをお持ちください)
	生活保護を受けることになった	保護開始決定通知書、保険証、印鑑、届出人の本人確認書類、世帯主および対象者のマイナンバーが分かる書類(注2)
	後期高齢者医療制度の対象となった	手続きは不要です。 ※75歳の誕生日までに新しい保険証が送付されます。
	住所・世帯・世帯主・氏名などが変わった	保険証、印鑑、届出人の本人確認書類
その他	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなった	汚損した保険証、印鑑、届出人の本人確認書類、世帯主および対象者のマイナンバーが分かる書類(注2)
	就学のため、子どもが他の市区町村に住む	在学証明書、保険証、印鑑、届出人の本人確認書類、世帯主および対象者のマイナンバーが分かる書類(注2)

(注1) 国保加入時等に、世帯主の勤務先や健康保険の種類を伺います。
(注2) マイナンバーは「マイナンバーカード」、「通知カード」、「マイナンバーが記載されている住民票」などに記載されていますので、いずれかをお持ちください。

※外国籍の方は、在留カードやパスポートをお持ちください。
※上記以外に書類が必要な場合があります。
※本人確認書類は、官公署発行の写真付きの証明書(免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)は1点、写真なしの証明書(年手帳、保険証、キャッシュカードなど)は2点必要です。

国民健康保険の加入・脱退は速やかに

国民健康保険(国保)の加入・脱退の際は、必要書類等(左表参照)をお持ちのうえ、14日以内に手続きをしてください。
☆会社に勤めて健康保険証を受け取ったとき、会社をやめたとき、扶養から外れたときなど、保険年金課(市役所1階)・各出張所へ
☆転入や転出、子どもが生まれたときなど、市民課(市役所1階)・各出張所へ
☆加入の届け出が遅れてしまった場合、保険料をさかのぼって納めなければならなくなったり、届け出の日までにかかった医療費の保険給付が受けられなくなる場合があります。

また、さかのぼって脱退する場合は、他の健康保険の加入日以降に国保の保険証を使って診療を受けてしまうと、国保で負担した医療費をあとの返納していただくこととなります。

届出が遅れてしまうと、加入の届け出が遅れてしまった場合、保険料をさかのぼって納めなければならなくなったり、届け出の日までにかかった医療費の保険給付が受けられなくなる場合があります。



4月2日～8日は発達障害者支援関連図書等の展示会

日時 4月1日(水)～4日(土) 午前10時～午後4時
会場 障がい者サポートセンター1階
内容 ①関連図書や啓発物の展示 ②聴覚過敏の方向

自立センター福祉公開講座 ビーズアクセサリー

日時 4月15日(水) 午後1時30分～3時30分
会場 自立センター
講師 明田川冬子氏

令和2年度国民年金保険料と年金額

国民年金保険料は毎年度改定されますが、2年度は前年度より130円引き上げられ、月額1万6千540円となります。
納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されますので納付期限までに納めてください。同封の「1年分」や「6か月分」の納付書で4月30日(木)までに前払いすると割引引きされます。
◇任意の月から翌年3月までの前納も可能です。
◇年金事務所への申し出が必要ですが、(電話での受付は不可)申し出後、前納用納付書が送付されます。
※翌々年3月分までの納付を希望する場合は、年金事務所へご相談ください。
◇納付書(現金)での支払いは、金融機関、コンビニエンスストアで取り扱えます。
◇納付額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストア

国民健康保険に加入している方へ 温泉センターの利用料を助成

国民健康保険に加入している方に、下表の温泉センターの利用料を助成します。ぜひご利用ください。
なお、後期高齢者医療制度該当者(75歳以上)はこの利用料の交付対象にはなりませんのでご注意ください。
問い合わせ 保険年金課 格賦課係

施設名	数馬の湯	もえぎの湯	瀬音の湯	つつる温泉
所在	檜原村2430	奥多摩町氷川119-1	あきる野市乙津565	日の出町大久野4718
電話	042-598-6789	0428-82-7770	042-595-2614	042-597-1126
休館日	毎週月曜日 ※祝日の場合は翌日 ※8月、11月は休まず営業	毎週月曜日 ※祝日の場合は翌日	3月、6月、9月、12月の第2水曜日	毎月第3火曜日 ※祝日の場合は翌日
割引料金または入館料金	大人 ※中学生以上 終日580円 小学生 終日240円	3時間 入館料金より300円割引 3時間 入館料金より200円割引	3時間700円 3時間250円	3時間660円 3時間230円
超過料金		1時間につき 大人のみ200円	1時間につき 大人200円 小学生100円	1時間につき 大人のみ220円
その他	未就学児は無料、営業時間等詳細は各施設へお問い合わせください。			

発達障害者支援関連図書等の展示会

日時 4月1日(水)～4日(土) 午前10時～午後4時
会場 障がい者サポートセンター1階
内容 ①関連図書や啓発物の展示 ②聴覚過敏の方向
入場無料

自立センター福祉公開講座 ビーズアクセサリー

日時 4月15日(水) 午後1時30分～3時30分
会場 自立センター
講師 明田川冬子氏
費用無料
申し込み 平日の午前8時30分～午後5時15分に電話 ☎32・1631で自立センターへ
※連続参加不可
※留守番電話への申し込み不可
問い合わせ 同センター、市障がい者福祉課

市役所に手話通訳者を配置しています

手話通訳を必要とする方の各種申請や手続きなどの補助を行う手話通訳者を配置しています。
日時 火曜日の午前9時～正午
内容 生活、就労、日中の居場所、将来の不安等に関する相談
相談員 臨床心理士 東原千春氏
費用無料

令和2年度国民年金保険料と年金額

国民年金保険料は毎年度改定されますが、2年度は前年度より130円引き上げられ、月額1万6千540円となります。
納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されますので納付期限までに納めてください。同封の「1年分」や「6か月分」の納付書で4月30日(木)までに前払いすると割引引きされます。
◇任意の月から翌年3月までの前納も可能です。
◇年金事務所への申し出が必要ですが、(電話での受付は不可)申し出後、前納用納付書が送付されます。
※翌々年3月分までの納付を希望する場合は、年金事務所へご相談ください。
◇納付書(現金)での支払いは、金融機関、コンビニエンスストアで取り扱えます。
◇納付額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストア

発達障害に関する大人の相談

日時 火曜日の午前9時～正午
内容 生活、就労、日中の居場所、将来の不安等に関する相談
相談員 臨床心理士 東原千春氏
費用無料

市役所に手話通訳者を配置しています

手話通訳を必要とする方の各種申請や手続きなどの補助を行う手話通訳者を配置しています。
日時 火曜日の午前9時～正午
内容 生活、就労、日中の居場所、将来の不安等に関する相談
相談員 臨床心理士 東原千春氏
費用無料

令和2年度国民年金保険料

単位：円

納付方法	1か月分	6か月分	1年分	2年分
現金支払い【月払い】	16,540	99,240	198,480	397,800
現金・クレジット支払い【前納】(割引額)		98,430 (810)	194,960 (3,520)	383,210 (14,590)
口座振替【前納】(割引額)	16,490 (50)	98,110 (1,130) ※4月～9月分の申し込みは終了	194,220 (3,520) ※2年度の申し込みは終了	382,470 (14,590)

※現金納付の2年前納は、事前に年金事務所へ申し出し、4月末日までに納付が必要です。

令和2年度国民年金保険料と年金額

国民年金保険料は毎年度改定されますが、2年度は前年度より130円引き上げられ、月額1万6千540円となります。
納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されますので納付期限までに納めてください。同封の「1年分」や「6か月分」の納付書で4月30日(木)までに前払いすると割引引きされます。
◇任意の月から翌年3月までの前納も可能です。
◇年金事務所への申し出が必要ですが、(電話での受付は不可)申し出後、前納用納付書が送付されます。
※翌々年3月分までの納付を希望する場合は、年金事務所へご相談ください。
◇納付書(現金)での支払いは、金融機関、コンビニエンスストアで取り扱えます。
◇納付額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストア